

2020年9月14日

競技委員会

第98回全日本選手権及び第47回全日本大学選手権における
出漕料の特別な対応について

本年度の首記大会については新型コロナウイルス感染拡大の状況下で開催準備を行っていますが、一部大学団体は大学側の参加の了承を得られないままエントリーしている団体もあると聞いております。つきましては、出漕料の取扱いを以下のように行うこととします。但し、いずれも団体単位の対応になります。

なお、大会が国または開催地自治体などからの要請で中止になった場合は出漕料の払い戻しは行いません。

記

1. 棄権届の理由が大学側から最終的に参加の許可がおりなかった場合

出漕料の半額を払い戻す。

2. 棄権届の理由がコロナ感染等の疑いから、医科学委員会が出漕を認めなかった場合

出漕料の半額を払い戻す。

以上